

第 1 編 条例制定の経緯

1．条例制定が求められた背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震や津波によって、東北地方を中心に約2万人の死者行方不明者を出し、また、東京電力福島第一原子力発電所においては、原子炉建屋の水素爆発により大量の放射性物質が外部に放出されるなど、重大な事故が発生した。

この未曾有の大災害を契機として、長崎県地域防災計画が緊急に見直されることとなり、平成23年8月に長崎県地域防災計画見直し検討委員会が設置され、翌年3月6日に同委員会から知事に対して提言書が提出された。

同委員会は、その中で「地域防災は、県、市町、県民、事業者等のそれぞれの責務や役割、地域防災に関する基本的事項を明確にして示すため、いわゆる防災基本条例の制定を含めて検討する必要がある。」と提言している。

いわゆる防災基本条例については、防災関係の法令では触れられていない自助、共助の取組を明確に規定したものと注目されており、これまで18都道県で制定され、そのうち宮崎県や愛媛県など5県では議員提案で制定されている。

2．条例案の検討の開始

平成24年7月6日の総務委員会（6月定例会議会）において、山田朋子委員長（当時）から、いわゆる防災基本条例に総務委員会として取り組みたい旨の提案があり、協議の結果、山田委員長と浜口俊幸副委員長（当時）とで素案を検討し、次の定例会議会で各委員に提示することが決定された。

素案については、正副委員長のほか、危機管理課及び議会事務局政務調査課とで検討会を開いて協議を行うこととなり、9月には骨子案を、11月には条例案を立案した。

3．総務委員会における審議等

平成24年10月4日の総務委員会（8月定例会議会）では、骨子案について審議が行われた。そこで主に問題となったものは、次のようなものであった。

- ・市町との意見調整を十分に行ってほしい。
- ・条例にしなければいけないのか。市町を縛ってはいけない。

この日の審議を受けて、山田委員長が防災行政無線実務担当者研修会（危機管理課主催）に出席し、県内市町の担当者に対して骨子案の説明を行うとともに、県内市町と県防災会議委員に対して骨子案についての意見照会を行った。

平成24年12月18日の総務委員会（11月定例会議会）では、参考人に対する意見聴取を行った後、条例案について審議された。そこで主に問題となったものは、次のようなものであった。

- ・消防団が水防団の役割を果たしているのではないか。

- ・学校での防災教育等に関する規定を設けるべきである。
- ・防災月間を設けてはどうか。

この日の審議を受けて、県内市町、観光関係、教育関係の団体等に対して、条例案についての意見照会を行うとともに、平成25年1月18日から2月15日にかけて、パブリック・コメントの募集を行った。

平成25年3月13日の総務委員会（2月定例月議会）では、条例案について再び審議が行われた。そこで主に問題となったものは、次のようなものであった。

- ・財政上の措置について努力規定となっていない。
- ・自主防災組織の実情についてはどうなっているのか。

平成25年3月15日の総務委員会では、財政上の措置に関する規定の内容を確認した後、採決が行われ、総務委員会として条例案を提出することが全会一致で決定した。

4．本会議における審議

平成25年3月22日の本会議に上程され、山田委員長が提案理由説明を行った。その後、直ちに採決が行われ、全会一致で可決成立した。

5．条例の公布

本条例は、平成25年3月29日の県公報に登載され公布された（平成25年長崎県条例第23号）。